

長野県都市公園指定管理者選定会議開催設置要領

(設 置)

第1 建設部が所管する県の都市公園の指定管理者候補者(以下「候補者」という。)の選定を行うため、長野県都市公園指定管理者選定会議(以下「会議」という。)を設置する。

(構 成)

第2 会議は、座長及び構成員(以下「会員」という。)をもって構成する。

2 座長は、都市・まちづくり課長をもって充てる。

3 構成員は、次に掲げる者を充てる。

(1) 学識経験者

(2) 地元関係者

(3) 県の都市公園を管轄する建設事務所職員

4 会員は、当該公の施設の指定管理者に応募した法人その他の団体(以下「法人等」という。)の役員である場合には、当該公の施設の候補者の審査に加わることができない。

5 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、都市・まちづくり課都市公園係長が、その職務を代理する。

(会議事項)

第3 会員は、次に掲げる事項について意見聴取または採点を行う。

(1) 指定管理者の指定の期間、指定管理者の選定基準及びその細目並びに候補者となるための要件

(2) 候補者の選定

(3) その他候補者選定に関する事項

(意見聴取または採点方法)

第4 会議の審査は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める調書により行うものとする。

(1) 第3第1号に掲げる事項の審査

指定管理者候補者募集等要件調書により行う。

(2) 第3第2号に掲げる事項の審査

指定管理者候補者選定調書に基づき、申請書類の審査、ヒアリング及びプレゼンテーション等候補者の選定に当たり適切な方法により行う。

(会議等)

第5 会議は、必要に応じて座長が招集する。

2 会議は、会員の過半数の出席をもって成立するものとする。

3 審査すべき事項について、会議に付すいとまがない場合その他特別の理由がある場合には、持ち回り審議をもって会議の審査に代えることができる。この場合においては、会員の過半数の同意を得るものとする。

(候補者の選定)

第6 会員は、応募した法人等の中から、条例で定める選定基準¹及び第4の審査基準に照らして応募者の事業計画を採点する。長野県は総合点数が最上位である者を候補者としてとして選定する。

(庶務)

第7 会議の庶務は、建設部都市・まちづくり課において行う。

(雑則)

第8 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則 この要領は、令和2年7月22日から施行する。

¹ 都市公園条例 第24条

第21条の候補者の選定は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 一般住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、都市公園等の効用を最大限発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないものでないこと。
- (5) 長野県飯田創造館及び長野県佐久創造館（以下この号及び第26条において「創造館」という。）にあっては、事業計画書の内容が創造館の公共性を確保するものであること。